

公益社団法人愛知県臨床検査技師会旅費規程

平成 25 年 2 月 6 日制定

令和 3 年 7 月 7 日一部改訂

（総則）

第 1 条 公益社団法人愛知県臨床検査技師会の役員、正会員が会務のため出張（以下、「会務出張」とする）する場合や役員、正会員以外の者がこの法人の依頼または要請に応じ、会務遂行を補助するために行動（以下、「会員外講師等行動」とする）する場合は、旅費を支給する。

（行動の順路）

第 2 条 旅費は、最も経済的な順路により計算する。ただし、やむを得ない事由の場合は、その現に経過した経路による。

（行動の日数）

第 3 条 行動日数は、会務のため要した日数による。ただし、会務のため、出張地に滞在した日数及び途中天災、その他やむを得ない事由によって要した日数を除き、鉄道又は軌道出張にあつては 400km、水路にあつては 200km、陸路にあつては 200km につき、1 日の割で通算した日数を越えることができない。

2 前項の但し書きの場合で、1 日未満の端数を生じたときは 1 日とする。

（旅費種類）

第 4 条 旅費は、交通費、食卓料及び宿泊料とし、支給額は別表旅費支給基準により支給する。

（旅費基準）

第 5 条 旅費支給上の旅程は、鉄道軌道は鉄道官庁調べ、水路については水路官庁調べ、陸路については郵便略図によりこれを計算する。

2 会員外講師等行動の宿泊料については、次のいずれかに該当する愛知県外の者に限り認める。

ア) 行動開始が午前 7 時以前となる場合

イ) 行動終了が午後 10 時以降となる場合

（旅費請求）

第 6 条 旅費の請求は所定の用紙を使用するものとする。

2 関係団体、学会など他団体から支給される場合には支給しない。

（出張許可）

第 7 条 会務出張を必要とするときは、用件、出張先、出発帰着月日、出張者氏名を記載し、会長の承認を得なければならない。

（旅費の支給）

第 8 条 会務出張に要する旅費は、後払いによる現金支給とする。ただし、行動報告が為されない場合は支給しない。

2 会員外講師等行動にも、これを適用する。ただし、行動報告は代理者による報告でも可とする。

（雑則）

第 9 条 この規程に定めるほか必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

（改廃）

第 10 条 この規程を改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 旧旅費規程（昭和 62 年 4 月 1 日施行）は、この規程の施行をもって廃止する。

- 3 この規程の一部（別表 旅費支給基準 宿泊料）を改訂し、令和3年1月1日から施行する。
- 4 この規程の一部（別表 行動費）を改訂し、令和3年6月1日から施行する。
- 5 この規程の一部（別表 交通費、食卓料を変更、行動費を削除）を改訂し、令和3年7月7日から施行する。

別表 旅費支給基準

区 分	支 給 額
1. 交通費 公共交通機関の場合（原則としてタクシー、グリーンを除く）	<p>運賃実費（切り上げなし） Web会議（遠隔地の参加者がインターネットを利用し開催する会議）を開催する場合は、支給しない。 *執行理事が認めた場合はタクシー、グリーン車の利用可とする。</p>
2. 交通費 自家用車の場合 （駐車料・有料道路通行料を支給することができる。）	<p>移動距離（小数点以下切り上げ）1kmにつき20円とする。 所定の用紙に出発地の住所（町名まで記載、番地は不要）と用務地（必要な場合は住所記載）とを記載し、その距離数に応じた金額（切り上げなし）を支給する。 *片道20km（走行距離）を超える場合は、有料道路料金を支給することができる（領収書必要）。 *会場周辺の駐車場料金を支給することができる（上限3,000円、領収書必要）。</p>
3. 食卓料	<p>朝、昼、夕食各1,500円（税込） 会議等についての食卓料は、1,500円（税込）を越えない実費とする。 Web会議（遠隔地の参加者がインターネットを利用し開催する会議）を開催する場合は、支給しない。</p>
4. 宿泊料	1泊13,100円以内の実費

平成25年2月6日制定
 平成28年10月5日一部改訂
 平成30年4月1日一部改訂
 令和元年8月7日一部改訂
 令和2年5月1日一部改訂
 令和2年12月2日一部改訂
 令和3年5月6日一部改訂